

広告の内容等について

「相模原市有料広告掲出に関する指針」に基づき、広告の範囲を次のとおりとします。

3 広告の範囲

掲出ができる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 当該広告媒体の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人、団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) その他、掲出を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

その他、広告の内容は、障害者の生活に関連するものとし、内容が「障がいのある方のための福祉のしおり」にふさわしくないと考えられる場合、広告の掲載をお断りする場合があります。

又、以下の項目にも御注意ください。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なものでないこと。
- (2) 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するものでないこと。
- (3) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するものでないこと。
- (4) 大げさな表現や根拠のない表現(世界一、日本一、一番など)は用いないこと。
- (5) 射幸心を著しくあおる表現(今しかない、最後のチャンスなど)は用いないこと。
- (6) 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。
- (7) 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に電話番号は固定電話とし、携帯電話の表示は不可とする。
- (8) 障害福祉のサービス内容については、自立支援給付の対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。
- (9) その他、サービスを利用するにあたって有利であると誤解を招くような表現はできない。(例：相模原市事業受託事業者 など)
- (10) 相模原市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものによる応募広告でないこと。